

預託金債権償還手続きの流れ

(1) 「預託金債権償還請求書」の送付

毎年3月20日以降

ご希望の方は(旧)所属倶楽部事務局へご請求下さい。

(2) 「預託金債権償還請求書」の提出

【受付期間】 毎年4月1日～6月末日18時(必着)

【提出方法】 (旧)所属倶楽部事務局へ持参または郵送して下さい。

※「預託金債権償還請求書」は当該年度のみ有効となります。

(3) 償還原資の決定

6月中旬 定時株主総会終了後

※償還原資については弊社もしくは各倶楽部ホームページよりご確認いただけます。

● 償還請求者の預託金債権総額 \leq 償還原資 全員に償還致します。

● 償還請求者の預託金債権総額 $>$ 償還原資 抽選で償還致します。

● 償還原資がない場合 償還は行われません。

※翌年度以降、償還ご希望の方は改めて請求書をご提出ください。

(4) 抽選償還の場合

抽選は毎年7月中に本社または会社が指定する場所で諮問委員立会の下、非公開により行われます。尚、具体的な日時のお問い合わせについてはご容赦ください。

※償還の実施については、対象となられた方へご通知いたします。

※償還実施に関するお問い合わせは毎年8月10日以降にお願いいたします。

【民事再生計画に基づく償還のお問い合わせ先】

- ・ 京都ゴルフ倶楽部会員 075-791-2161
- ・ 日野ゴルフ倶楽部会員 0748-52-2115
- ・ 美奈木ゴルフ倶楽部会員 0794-88-2525
- ・ (旧) 茅ヶ崎ゴルフ倶楽部会員 0120-4141-54